

入試年度	2025	入試方式	一般（春季）	課程	修士
研究科	法学	専攻	法学	領域（分野）	
出題のねらい					
<p>第1問目は、事例問題であり、事例を読んだうえで、小問1（国際裁判管轄について）と小問2（準拠法の決定、準拠法の適用について）に答えていただくものである。他方、第2問目は、1行問題であり、国際私法の準拠法適用段階での重要テーマである「公序」（通則法42条）について、具体例を挙げつつ論じてもらう形にしている。第1問目の事例は、実際にあった事件をモデルにしているが、一部、事実関係を変更している。第1問目の小問2は、実際の事件を知っている者にとっては答えやすい問題かもしれないが、事実関係が一部変更されているため、通則法の規定の適用・公序則の適用、事実のあてはめ等を問題文の事実関係をもとに丁寧に行う作業が必要になる。第1問目の小問1は、平成30年の人事訴訟法改正により導入された国際裁判管轄の規定の解釈・適用を問う問題であり、大学院での国際私法の学習において重要な国際裁判管轄に関しての理解を問うものである。</p>					
解答・解答例または採点時の評価ポイント					
<p>第1問目の小問1では、事例における訴えが「人事に関する訴え」であることから、人事訴訟法上の国際裁判管轄の規定の適用があることを明確にしたうえで、被告の住所が日本にあるかどうかなど、人事訴訟法3条の2が定める管轄原因のうちで事例問題の事実関係に該当するものがあるかどうかを検討できているか、さらに、例外的な却下の規定に目配りできているか、等が評価ポイントである。</p> <p>第1問目の小問2では、まず、婚姻無効確認の訴えについて、準拠法決定の前提として、いかなる単位法律関係に含まれる問題であると性質決定されるか、そして、甲国法が準拠法として指定されるものの公序則の発動が問題になり得ること、を順序だてて論じてあることが評価のポイントになる。そして、婚姻無効確認の訴えは認容されないという結論になる場合、さらに、離婚の訴えについても、性質決定を行い、準拠法決定・適用のプロセスを順に論じられるか否かが問われる。</p> <p>第2問目では、通則法42条の趣旨の理解、及び、そうした趣旨との関係で、通則法42条の適用要件（公序の意義や判断基準時、等）を明らかにすることができるか否かが問われる。さらに、実際に公序則が発動された事案を紹介して、具体的な公序則の適用の在り方について論じられるか否かが評価ポイントになる。</p>					